

奈良っ子はぐくみ自然保育認証制度実施要綱

(奈良っ子はぐくみ自然保育認証制度の目的)

第1条 奈良っ子はぐくみ自然保育認証制度は、県内において、就学前の子どもに対する幼児教育、保育又はこれに類する子育て支援等（以下「はぐくみ」という。）を行う者が実践する自然保育を、奈良っ子はぐくみ自然保育の基本理念に基づいて県が認証し、その認証を受けた者の学び合いと交流活動を支援することにより、自然保育の社会的な認知及び信頼性の向上と県内における自然保育の質の向上を図り、もって奈良っ子のはぐくみに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自然保育

多様な自然環境等を積極的に活用した様々な体験活動を通して、子どもたちの豊かな人間性や、心身の調和のとれた発達の基礎を培うことを目指して行われるはぐくみ

(2) 保育者

保育士、幼稚園教諭等の資格の有無及び常勤、非常勤にかかわらず、はぐくみに従事する者

(奈良っ子はぐくみ自然保育の基本理念)

第3条 奈良っ子はぐくみ自然保育は、はぐくみに自然保育を取り入れることにより、身近な自然の美しさや不思議さに触れ、様々な体験をする中で、好奇心・探究心などの感性を豊かにし、「自己肯定感・自尊感情」「他者への寛容なこころ」「健やかな身体」を培うことを旨として行うものとする。

(認証の申請及び審査)

第4条 県内において継続的にはぐくみを行っている者であって、自然保育を行う者の認証を受けようとする者は、認証申請書(様式第1号)及び実施計画書(様式第2号)に必要書類を添付して知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請(以下「申請」という。)があったときは、その内容を審査し、認証又は不認証の決定を行うものとする。

3 知事は、前項の規定により認証の決定をしたときは、認証書(様式第3号)を交付するものとする。

4 知事は、第2項の規定により不認証を決定したときは、その旨を通知するものとする。

(認証基準)

第5条 自然保育を行う者の認証に係る基準(以下「認証基準」という。)は、別表に定めるとおりとする。

(認証の有効期間)

第6条 第4条第2項の規定による認証の有効期間は、認証を受けた日から起算して5年間とし、認証書に明記するものとする。

2 認証の更新を希望する者は、前項の期間終了の3か月前までに知事に更新の申請をし、その更新の認証を受けなければならない。この場合において、更新を希望する者の認証基準及び更新の手続きについては、第4条及び第5条の規定を準用する。

(認証内容の変更)

第7条 認証を受けた者(以下「認証団体」という。)は、次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後速やかに、認証内容変更届出書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。ただし、知事が軽微な変更と認めるものについては、この限りではない。

- (1) 認証団体の設置者(設置者が法人の場合にあっては、その代表者を含む。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、認証申請書に記載した事項

(認証の返上)

第8条 認証団体が、認証を返上しようとする場合は、返上届(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による返上の届出には、第4条第3項の規定により交付を受けた認証書を添付するものとする。

(活動報告書の提出)

第9条 認証団体は、毎年度、事業年度終了後3か月以内に活動報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(認証の取消し)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の事実が判明したとき。
- (2) 認証基準に適合しなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、認証を取り消すことが適当であると認められるとき。

(現地確認等)

第 11 条 県は、認証団体における活動の状況を把握するため、必要に応じ、現地確認等を実施することができる。

2 認証団体は、前項の現地確認等の実施に際し、県に協力しなければならない。

(県の役割)

第 12 条 知事は、自然保育の社会的認知及び信頼性の向上と県内における自然保育の質の向上を図るため、次の各号の取組に努めるものとする。

- (1) 認証団体の名称、所在地及び自然保育に関する活動内容等を積極的に情報提供する。
- (2) 自然保育の充実を図るため、認証団体や自然保育に関心を有する者が相互に学び合い、交流できる研修会等を開催する。
- (3) その他、認証団体に対し、第 13 条に示す事項に関する助言又は支援を行う。

(認証団体の役割)

第 13 条 認証団体は、自然保育の社会的認知及び信頼性の向上と県内における自然保育の質の向上を図るため、次の各号の取組に努めるものとする。

- (1) 広報紙やホームページ等において、はぐくみの体制や自然保育に関する活動内容を公開する。
- (2) 自然保育に関する活動内容を記録に残し、保育者の情報共有や学び合いの際に活用するとともに、県から要請があった場合には、県が行う調査研究に協力する。
- (3) 団体が行う活動について、保護者や市町村、地域住民等からの問い合わせ等があった場合には丁寧に説明する。

(雑則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 28 日から施行する。

別表（第5条関係）

項目	認証基準
1 実施団体	<p>1 県内において、保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設又は、継続的にはぐくみを行っている団体(法人格を有していることを要しない。)であって、以下に掲げる要件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) 宗教活動若しくは政治活動又は特定の公職者（候補者を含む）若しくは政党を推薦し、支持し、又は反対することを主たる目的としていないこと。</p> <p>(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下に同じ。)又はその構成員の利益になる活動を行うものでないこと。</p> <p>(3) 暴力団の構成員ではないこと。</p> <p>(4) 団体又は団体の代表者及び役員ならびに保育者が申請日以前の5年間に、教育、保育その他社会福祉に関する法令等の規定により、罰金刑及び行政処分を受けていないこと。</p> <p>(5) 保育者のうち、有資格者（保育士資格又は幼稚園教諭の免許を有する者をいう。）にあつては、申請日以前の2年間に、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条の規定により教育職員免許状が失効した者若しくは同法第11条の規定により教育職員免許状を取り上げられた者、又は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の19の規定により保育士の登録を取り消された者でないこと。</p> <p>(6) 団体の設立の日及びはぐくみを開始した日から2年以上(休業等をした場合は、その期間を除算)経過していること。</p>
2 自然保育	園の活動方針、指導計画等に自然保育に関する事項を入れ、計画的に実施すること。
3 活動時間	長期休暇等を除き、自然保育時間が平均して概ね週6時間以上行われていること。
4 活動場所	屋外での自然保育に使用できる場所が園庭又は園庭外にあること。
5 人的基準 ① 保育者の配置人数	<p>1 申請日時点の保育者と在籍する子供の人数比率及び保育者の資格について、次の各号の基準をすべて満たしていること。</p> <p>ただし、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）、保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年6月15日法律第77号）第2条第</p>

	<p>6項に規定する認定こども園をいう。)又はその他の届出保育施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2に基づく届出を行っている施設をいう。)にあつては、それぞれの従うべき基準によるものとする。</p> <p>(1) 満4歳以上の子どもは、30人に対し保育者が1人以上いること。</p> <p>(2) 満3歳以上満4歳未満の子どもは、20人に対し保育者が1人以上いること。</p> <p>(3) 満1歳以上満3歳未満の子どもは、6人に対し保育者が1人以上いること。</p> <p>(4) 満1歳未満の子どもは、3人に対し保育者が1人以上いること。</p> <p>(5) 保育者は、自然保育を行う際は常時2人以上いること。</p>
② 保育者の資格有無	<p>常勤、非常勤を問わず、保育者の概ね3分の1(保育者が2人の団体にあつては1人)以上は、保育士資格又は幼稚園教諭の資格を有する者であること。</p>
6 質の確保	<p>1 自然保育を行う上で有効であると考えられる外部の研修等の場に参加した常勤の保育者がいること。</p> <p>2 自然保育に関する内部研修を年1回以上実施すること。</p>
7 安全対策・緊急対応	<p>1 次の各号の安全管理に関する専門講習のうち、いずれかを受講した常勤職員がいること。</p> <p>(1) MFA チャイルドケアプラス講習(MFA ジャパン株式会社)</p> <p>(2) 上級救命講習(消防庁)</p> <p>(3) 幼児安全法支援員養成講習(日本赤十字社)</p> <p>(4) 小児救命救急法(EFR-CFC)</p> <p>(5) 普通救命講習(消防庁)</p> <p>(6) 赤十字救急法基礎講習(日本赤十字社)</p> <p>2 屋外で自然保育を行う際の安全管理マニュアルを作成していること。かつ、保育者と保護者に周知していること。</p> <p>ただし、複数有する場合は、屋外の活動場所ごとに作成すること。</p> <p>3 屋外で自然保育を行う際に、緊急事態(地震、落雷、豪雨、降雹等の自然災害や不審者遭遇等)が発生した場合の避難などの対応方法について定められていること。かつ、保育者と保護者に周知していること。</p> <p>4 屋外で自然保育を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、救急医、消防署及び警察署への連絡方法について定められていること。かつ、事前に各機関へ協力要請を行っていること。</p> <p>5 子ども及び保育者が傷害保険に加入していること。かつ、団体として損害賠償責任保険に加入していること。</p> <p>6 屋外で自然保育を行う際は、活動場所までの安全な移動手段を</p>

	<p>確保するなど十分な安全管理に配慮した保育者の配置体制をとっていること。</p> <p>7 屋外で自然保育を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、各保護者との連絡方法が書面又は電子メール等で確認されていること。</p>
8 個人情報の保護	<p>職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子どもや保護者の個人情報を漏らすことのないよう、必要な措置を講じていること。</p>